

運用指針
第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

関係機関との協議による残土処理の見直し

(瀬戸中央自動車道 ^{コジマ}児島 I C)

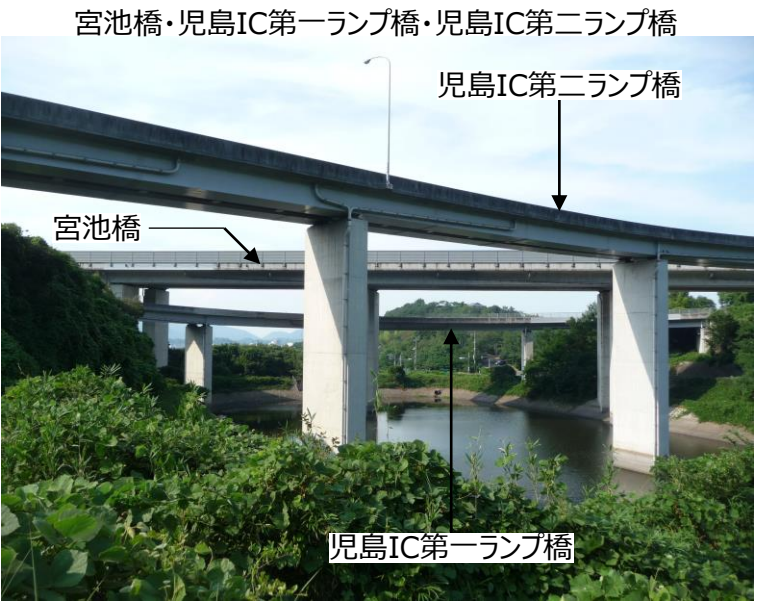
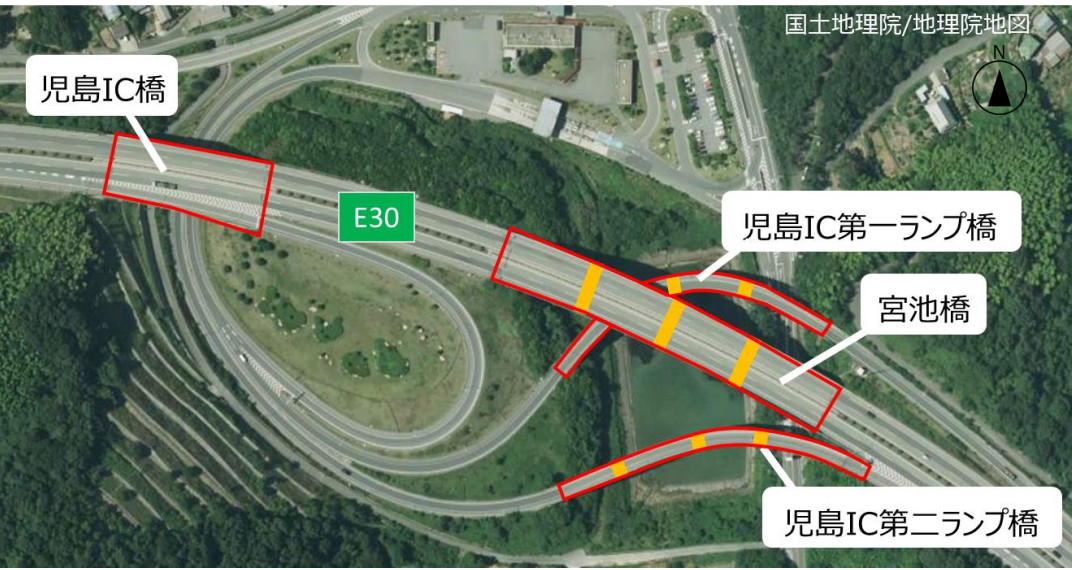
ハヤシマ コジマ
瀬戸中央自動車道 早島IC～児島ICの路線概要

E30 瀬戸中央自動車道



- ・瀬戸中央自動車道は本州四国連絡道路 3ルートの中の1つ
- ・岡山県と香川県を結ぶ自動車専用道路 (L=37.3km) 昭和63年4月に開通
- ・早島IC～児島IC間の耐震補強が必要な橋梁において、橋脚のRC巻立をはじめとする耐震補強工事を施工中

耐震補強工事の概要



RC巻立て
8脚



アラミド繊維巻立て
4脚



凹凸（鋼製）構造
68基



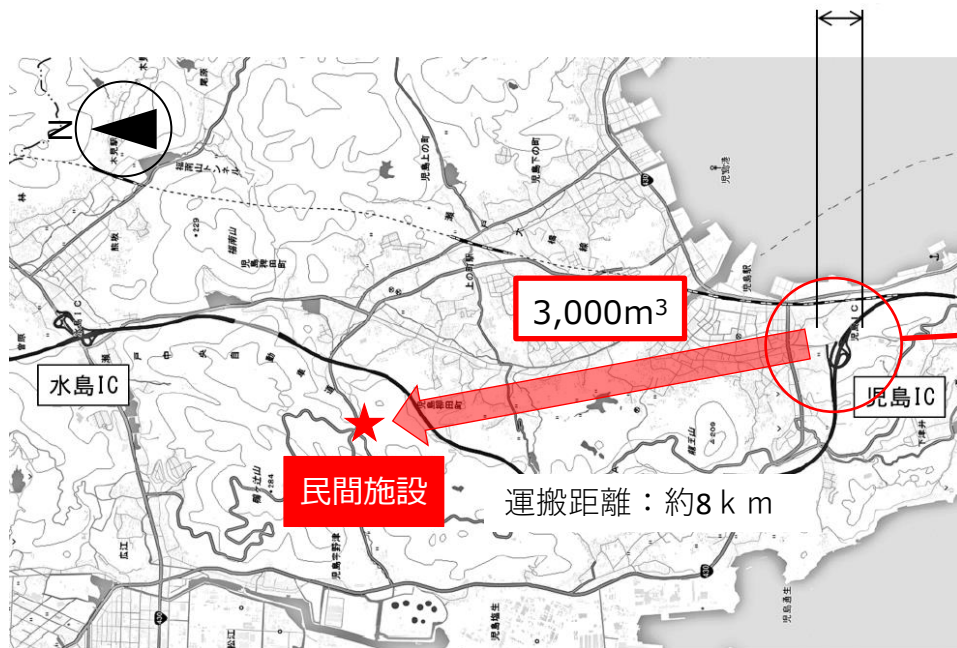
R C突起構造
18基

当初計画

- ため池（用途：防災用の調整池）内で工事を行うため、水抜き後に工事用進入路を盛土して設置
- ため池は工事後も在置のため、工事用進入路の撤去と掘削埋戻しによる残土等の搬出が必要
- 当初計画の発注時点では、残土搬出可能な公共工事が見つからなかった（倉敷市に確認）
- 最も経済的となる民間施設へ運搬し、有償で再資源化する計画

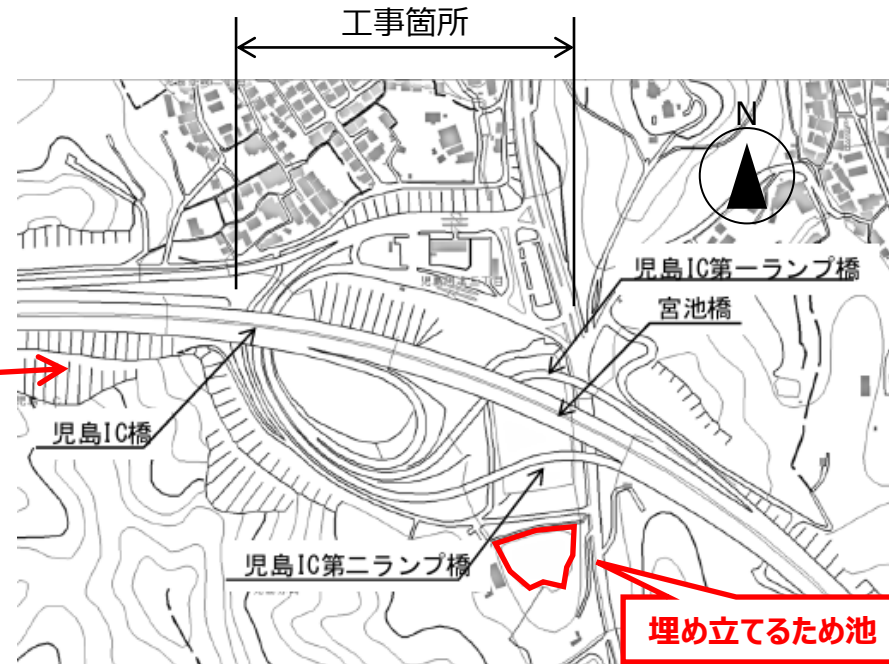
工事箇所

（児島IC橋・宮池橋・児島IC第一ランプ橋・児島IC第二ランプ橋）



経営努力による変更

- 工事契約後に、隣接するため池（用途：灌漑用）の廃止計画があることが判明し、着目
- 廃止に伴う埋め立て工事は、耐震補強工事が完成した後の予定であったため、時期を早めてもらうためにため池の所有者である倉敷市と残土の搬出について事業調整の協議を実施
- 協議の結果、隣接するため池への残土の搬出が可能となり、本工事のコスト削減を実現するとともに倉敷市の埋め立て事業のコスト削減等にも寄与



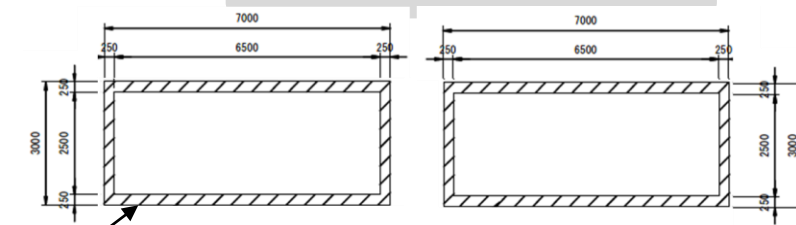
当初計画（発生残土を民間施設へ 運搬・有償処理）

工事中の進入路の状況



※工事中の進入路は購入土で造成

掘削後の状況



RC巻立て
t=250mm



処理量

工事中の進入路の撤去で生じる残土 約 2,000 m³

RC巻立て後の残土等 約 1,000 m³

運搬距離

約 8 km

発注時点の計画

残土搬出可能な公共工事が見つからなかったため、民間施設へ搬出し有償で再資源化

変更計画における取組み

課題

会社

- ・工事箇所のため池は防災用の調整池として利用することから、原状復旧のため残土の搬出が必要
- ・残土の搬出は令和4年度に完了する必要（工事は令和5年1月まで）

倉敷市

- ・隣接するため池は利用されておらず、決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止のための埋め立て工事を計画
- ・埋め立て工事は令和5年度の予定

残土搬出時期が合わない

埋め立てするため池への残土搬出のため、
倉敷市と事業調整の協議が必要



変更計画における取組み

【協議経緯】

令和2年5月 工事契約

令和2年6月 倉敷市へ工事箇所におけるため池内での耐震補強工事の概要説明をした際に、令和5年度に隣接するため池の廃止計画があることを確認し、残土搬出の事業調整を申し入れ

令和4年5月 隣接ため池における埋め立て工事への残土搬出について、事業調整を開始

①現地で搬出残土の説明(購入土は材料試験結果の提示、掘削土等は倉敷市立ち合いにより、有用土であることを説明)

②残土搬出実現に必要な準備工について協議(残土受け入れ時期を早めてもらうために運搬経路計画及び堆積土砂の事前処理について提案)

令和4年6月 倉敷市が残土の受け入れ可と判断

令和4年7月 倉敷市へ残土搬出の協議書を提出し合意回答

①現地で搬出残土の説明



現地での説明状況

②市による残土受け入れ実現に必要な準備工について協議

【運搬経路計画】



隣接ため池での協議状況

【堆積土砂の事前処理】



工事箇所の堆積土砂の状況の説明

隣接ため池における埋め立て工事への残土搬出を実現し運搬費及び処理費を縮減

倉敷市の利点

- ① ため池埋め立て事業費の縮減
- ② 未利用ため池の維持管理費削減と豪雨による災害発生リスクの早期低減

経営努力要件適合性の認定について

関係機関との協議により、隣接する場所への発生残土の搬出を実現したことは
会社の主体的な提案及び協議によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに適合

「申請された会社の経営努力」

隣接する場所へ発生残土を搬出することにより運搬費及び処理費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。
イ.地権者、関係機関などへの提案及び協議